

(別添)

重要給水施設配水管の耐震化に係る調査に関するQ&A

平成26年9月18日

1. 対象となる施設について

Q1-1 管路の耐震適合性を考慮して、重要給水施設の耐震適合性を判断することだが、浄水場もしくは配水池の耐震化は今回の調査では考慮しなくて良いのか。

A1-1 今回の調査では、浄水場もしくは配水池の耐震化対策の有無については考慮しない。

Q1-2 地域防災計画に入っているような施設については、少なくとも集計の対象にしなければならないという解釈でよいのか。

A1-2 地域防災計画において、水道事業者が災害時に優先的に給水すべき重要給水施設を設定していれば、それを集計の対象として頂きたい。なお、地域防災計画以外にも災害時の応急給水計画等、市町村が定める体制において重要給水施設を設定していれば、それを集計の対象として差し支えない。

Q1-3 簡易水道事業の重用給水施設は対象となるか

A1-3 対象としない。

2. 調査結果の公表について

Q2 この調査の結果は公表する予定があるのか。また、公表する場合、どのような内容を公表する予定なのか。

A2 今年度の調査については、昨年度と同様、年度末に開催する全国水道関係担当者会議の資料とする予定である。また、結果についてはホームページで閲覧できるようにしたいと考えている。

3. 計上方法について

Q3-1 今回の調査においては、各事業体において配水本管としての位置づけされている管路については、一部給水管の分岐があっても配水本管として計上したい。

A3-1 本調査においては、各事業体の配水本管の考え方に基づく選定で良いが、現状における水道統計調査の管路種別(例えば配水本管と配水支管の区別)は、変更せずに回答して頂きたい。

Q3-2 用水供給から受水している配水池については、ケースbの検討は不要でしょうか。

A3-2 用水供給から受水している配水池については、ケースbはカウントしない。

Q3-3 複数路線により給水されていた場合、1ルートでも耐震適合性があれば、他のルートは耐震化されていなくても適として計上可能ということか。また、複数の浄水場から1配水池に受水している場合は、調査(2)の考え方で、導水管・送水管についても1ルートのみ計上することでよいのか。複数路線から給水されている水量割合は、今回の調査においては考慮せずで構わないか。

A3-3 調査(3)について、1ルートが耐震化若しくは耐震適合性のある管路となっていれば計上可能。導水・送水管についても1ルートのみ計上すれば良い。水量割合は考慮しなくて良い。

Q3-4 複数路線により給水可能である場合は、調査項目(3)で判定したルートのみ計上することで問題ないか。

また、複数供給の場合で、全てのルートで、耐震化されている場合、耐震化されていない場合共に、代表的な1ルートのみ計上することで可か。

A 3－4 代表的な管路の延長を計上していただければ良い。

Q 3－5 調査項目（1）の説明で、「重要給水施設を設定する」とありますが、現状で未選定（0箇所）の場合は、本調査回答までに選定するよう指導する必要がありますか。（H26.3.13の全国水道関係担当者会議資料では、未選定の場合は、平成25年度内に選定するよう指導する旨記載があります。）また、選定の検討の結果として「0箇所」という事業体の判断があった場合、それは認められるのでしょうか。

A 3－5 本調査〆切（平成26年12月20日）までに重要給水施設を選定、集計することが難しい事業体については、「調査の実施状況」及び「回答が難しい理由」を記載の上、「調査中」と回答の上、平成26年度内にはあらためて回答して頂きたい。

事業体が0箇所と対外的に説明されている場合であれば、「0箇所」との回答で問題ない。

Q 3－6 都道府県の調査票で複数事業のデータの整理（ソート）は、どのように行えばよいですか。（ソートする項目の優先順位）

A 3－6 台帳番号順の並びとして頂きたい。

4. 耐震適合性について

Q 4 「耐震化済み・耐震適合性のある管路」の考え方についてご教示願います。耐震化済みの管路及び耐震適合性のある管路とは何を計上するのか？水道統計調査との区別が異なるのか。

A 4 耐震化済みの管路とは、耐震管のことを指している。

耐震適合性を有する管路とは、耐震管路＋耐震性能を満たすと評価された管路の合計を計上する。

基本的には水道統計調査と区別が異なるものではない。

5. 国庫補助事業計画、水道統計との整合について

Q 5－1 水道水源開発等施設整備費（上水補助）の「重要給水施設配水管」メニューにおける整理との差異について、「重要給水施設配水管」メニューでは「配水管」となっておりますが、今回（3）（4）（5）で基幹管路のみを計上させていただくことで問題ないでしょうか。

A 5－1 今回の調査は補助メニューと直接の関連があるものではなく、（3）（4）（5）において基幹管路（導水、送水、配水本管）を計上して頂きたい。配水支管は含めない。

Q 5－2 重要給水施設及びその管路延長は、平成25年度水道統計調査及び水道水源開発等施設整備費国庫補助事業（重要給水施設配水管）の事業計画と、どの程度整合を図る必要がありますか。また、平成27年度補助事業要望との整合については、いかがでしょうか。

A 5－2 今回の調査は、重要給水施設の設定状況及び当該施設へ給水するための基幹管路の延長を調査するものであり、補助事業の内容と直接的に関連するものではない。しかしながら、今回の調査と補助事業の計画で示している内容に不整合が生じることは望ましくないと考えられる。なお、「重要給水施設」の捉え方は、補助制度における当該施設と同様である。